九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

アメリカにおけるロー・スクール教育関係文献紹介（4）

川嶋, 四郎
九州大学大学院法学研究院教授

https://doi.org/10.15017/2324

出版情報：法政研究. 70 (1), pp.264-286, 2003-07-22. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

資　料

アメリカにおけるロー・スクール教育関係文献紹介(4)

川　嶋　四　郎

〈目次〉

1．はじめに
　—本稿の目的—
2．Judith Wegner 教授のロー・スクール教育論演習（69巻1号）
3．John Sexton, Legal Education ; Today and Tomorrow（69巻3号）
4．William P. Quigley, Introduction to Clinical Teaching for the New Clinical Law Professor ; A View from the First Floor（69巻4号）
5．Ruta K. Stropus, Mend It, Bend It, and Extend It: the Fate of Traditional Law School Methodology in the 21st Century（本号）

5．Ruta K. Stropus, Mend It, Bend It, and Extend It: the Fate of Traditional Law School Methodology in the 21st Century

(1)　はじめに

今回は、第3の論文として、Ruta K. Stropus, Mend It, Bend It, and Extend It: the Fate of Traditional Law School Methodology in the 21st Century, 27 Loyola University of Chicago Law Journal, 499（1996）を取り上げたい。Stropus教授は、ノーザン・イリノイ大学ロー・スクールでリーガル・ライティングの授業科目を担当している。

さて、司法試験を通じた「点」のみよるこれまでの法曹選抜を抜本的に改め、「法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた『プロセス』としての法曹養成

制度」を新たに整備するために創設されるこの国の法科大学院は、次のような教育理念を堅持すべきことが、2001年6月12日の『司法制度改革審議会意見書』(以下、単に『意見書』という）で明確に示されていた。

「法科大学院における法曹養成教育の在り方は、理論的教育と実務的教育を架橋するものとして、公平性、開放性、多様性を旨としつつ、以下の基本的理念を統合的に実現するものでなければならない。

・「法の支配」の直接の担い手であり、「国民の社会生活上の医師」としての役割を期待される法曹に共通して必要とされる専門的資質・能力の習得と、かけがえのない人生を生きる人々の喜びや悲しみに対して深く共感しうる豊かな人間性の涵養、向上を図る。

・専門的な法知識を確実に習得させるとともに、それを批判的に検討し、また発展させていく創造的な思考力、あるいは事実に即して具体的な法的問題を解決していくため必要な法的分析能力や法的議論の能力等を育成する。

・先端的な法領域について基本的な理解を得させ、また、社会に生起する様々な問題に対して広い関心を持たせ、人間や社会の在り方に関する思索や実際的な見聞、体験を基礎として、法曹としての責任感や倫理観が涵養されるよう努めるとともに、実際に社会への貢献を行うための機会を提供しうるものとする。」

これらの理念を具体化するためには、単に、法科大学院制度におけるハードの面の整備だけではなく、その具体的な教育方法に関わるソフト面での工夫も不可欠である。その意味で、『意見書』が、「法科大学院制度の要点」として、「教育内容及び教育方法」にも言及し、「法科大学院では、法理論教育を中心としつつ、実務教育の導入部分（例えば、要件事実や事実認定に関する基礎的部分）をも併せて実施することとし、実務との架橋を強く意識した教育を行うべきである。教育方法は、少人数教育を基本とし、双方向的・多方向的で密度の濃いものとすべきである。」という諸点を挙げている点は、極めて妥当である。

ただしかし、問題は、そのような抽象的な指示が含意し意図する具体的なイメージおよび内容である。教育方法というものは、一見技術的な色彩をもつものの、元

来すぐれて属人的かつ伝統的な側面をもつ。その点だけから考えても、「双方向的・多方向的」教育を通じた「密度の濃い」教育実践は、至難の技だからである。しかも、概して「双方向的・多方向的」教育と言っても、法科大学院担当教員がその情報を共有しているかどうかについても疑念があり、ましてや、法曹養成への意欲と情熱の点で、法科大学院担当教員が一定水準以上のものを共有できているか否かも疑わしい。さらにまた、教育は本来的に学び手が存在する問題であるので、教育成果の達成度は、教員側の教育技術の巧拙によるだけではなく、学習主体(学修主体)としての学生の学びに対する基本姿勢にも同時に依存しているからである。

今回紹介するStropus教授の論考は、「繕い、曲げて、伸ばそう：21世紀における伝統的なロー・スクール教育方法論の運命」という象徴的かつ印象的なタイトルに示されているように、アメリカ合衆国のロー・スクールにおいて伝統的に法学教育の核心部分を成してきた「ラングデル式教育方法」の現状と課題を詳細に論じるものである。すでに前号で紹介した「リーガル・クリニック（臨床法学教育)」も、その位相としては、「ラングデル式教育方法」を補完するために行われることとなった教育方法であった。

今回は、本格的なロー・スクール教育方法論のいわば原点としての「ラングデル式教育方法」に対する批判とその克服の方向性について論じたStropus教授の論文を紹介したい。本稿における教授の意図は、明快である。すなわち、「科学として捉えられる法は、ある原則または原理からなる。真の法律家とは、それらの原理原則を、複雑に絡みあう人々の事件に対して、手際よく正確に適用することができる技法に精通した者をいう。それゆえに、その修得が、あらゆる真摯なロー・スクール学生の学業となるべきである。」というものである。

それゆえ、この論文は、ロー・スクール教員に対して書かれたものとして意義があるだけではなく、同時に、ロー・スクールで学ぶ学生にとっても、その基本姿勢の形成のために有益であると考えられるのである。以下、この論文の内容を、要約的に紹介したい。

(2)　論文紹介

1）序章

ハーバード大学ロー・スクールのクリストファー・コロンバス・ラングデル（Christopher Columbus Langdell）は、法というものを思考プロセスとして教えるべきであることを提案した。この方法がロー・スクール教育に導入されたとき、学生を教育し法曹に養成するための最善の方法とは何かについて、深刻な議論が巻き起こった。「ラングデル式教育方法」は、その導入の当初から議論の対象とされていたのである。

学生は、一般にロー・スクールによって提供される課題を満たす準備のないままに入学する。多くの学生にとって、ロー・スクールの教育方法は、最も克服困難なもののひとつである。特にこのことは、ロー・スクール1年生において妥当する。しかし、「ラングデル式教育方法」に対する批判の高まりにもかかわらず、この手法は、効率よく分析し、独立して考え、かつ、口頭で自己表現をすることを学生に教える最善の手法と考えられている。これを修得できなければ、ロー・スクールの学生は、過酷な競争に打ち勝つことが期待されている現代の法曹市場に即応できないのである。

本稿では、「ラングデル式教育方法」が、学生の学部教育と法律実務との間を架橋するものであることを明らかにする。

まず、第2章では、この教育方法の性格、特にその目標と方法論について考える。次に、第3章では、この方式に対する批判に焦点を当てる。さらに、第4章では、この教育方法によって分析的な技法が育成されるだけでなく、この手法を採るべき必要性をも確認したい。そして最後に、第5章では、ロー・スクールは、「ラングデル式教育方法」を放棄してはならない旨を主張したい。むしろ、ロー・スクールは、この方式の効用と批判の両面を考慮に入れるべきであり、この教育方法の3つの効用と3つの批判を統合し、以下の3点を提言したい。

すなわち、①ロー・スクールは、この方式に付帯する心理的負担を、この教育方法の明確なコンテキストを提供することによって相殺しうること、②ロー・スクールは、この方法論の理論的基礎を、実務を視野に入れたコースで補いうること、そして、③ロー・スクールは、「アカデミック・サポート・プログラム（Academic

Support Programs)」の手段を通じて、この教育方法に対応できない学生たちが直面する問題に対処することができることが、それである。

本論文では、究極的には、ロー・スクールが、「ラングデル式教育方法」を21世紀にも受け継ぎ拡充すべき教育方法であると論じたい。

2)「ラングデル式教育方法」の性質

「ラングデル式教育方法」をよりよく理解するためには、この手法が導入される以前の法学教育を、まず見なければならない。

元来、法学生は、法律書を読むことを通じて訓練されていた。法曹は、法律をある種の技芸として捉え、それを学びたい者たちは、「よき教師」のもとに弟子入りした。このような「徒弟方式の教育方法」は、確かに、実務技術を提供できたが、しかし、理論的かつ分析的なトレーニングは提供できなかった。

時を経て、大学の施設内における講義形式による法学教育が、徒弟方式の教育に取って代わった。しかし、逆にこれは、徒弟方式で提供されていた実務技術のトレーニングを提供せず、かつ、学生の教員に対する依存心を助長したのであった。学生は、実務から遊離した法準則に焦点を合わせることを促されたのである。

徒弟方式の教育と講義形式の教育とがもつ問題点を克服するために、ラングデルは、「科学として法を教育すること」を提唱した。ラングデルは、学生が教室で法の原理と法のプロセスを学ぶべきであることを示唆した。「ラングデル式教育方法」の下では、徒弟方式の中核である「法の技芸」は、教室の領域外に追いやられたのである。

ラングデルは、学生にまずケースを読ませた後に、それらに関する質疑を行うといった対話方式の授業を行うことによって、講義形式の教育方法を修正した。学生は、質疑応答を通して、裁判所がどのように事案を分析し法的推論をするかを学ぶべきであり、それを学べば、同様な分析や推論ができるようになると主張した。これは、判決形成プロセスを、学生に理解させることを目的とした。この教育方法は、同時に、ロー・スクール学生の認識技法、実体法上の概念、および、自学自修の習慣を身につけ発達させることにも裨益すると考えられたのである。

このような「ラングデル式教育方法」は、「ソクラテック・メソッド」とも言われ

ることがある。しかし、ソクラテスは、「真」であるとされている考えの背後にある前提を突き詰めて考えるために、問答方式（対話方式）を用いた。これに対して、ラングデルは、彼の方式がそのようなものであるとは考えなかった。純粋に質問をするプロセスだけに焦点を当てたソクラテスとは異なり、ラングデルは、教室内で、法の内実と法の生成プロセスとを結び付けて教育を行うことを追い求めたのである。ラングデルは、帰納的な推論を用いることによって、学生が、法原則を発見することになると考えた。つまり、科学的な推論を用いれば、学生が、他の問題にも同様な推論を適用できるようになるであろうと考えたのである。

要するに、「ラングデル式教育方法」は、分析的な技術を涵養し、自学自修を勧奨し、学生に弁論の技法を洗練させる機会を与えることを意図していたのである。この教授法の主要な前提は、学生が問題解決を通じて教育プロセスに参加しているときの方が、単に教師の解法の受動的な受け手であるときよりも、よりよく学びうるということであった。

3）「ラングデル式教育方法」に対する批判

この教育方法を批判する者は、その方式をあざけり遠ざけた。しかし、次第に「ラングデル式教育方法」は、ロー・スクールにおける支配的な教育方法となっていった。しかし、今日でも、この方法論に対する批判は絶えない。

まず、この教育方法に対する反対論者は、これを時代遅れの不適当な方法と考える。反対論者は、主に3点について疑問視している。すなわち、第1に、この教育方法が、必然的に心の傷を学生に植え付けることを指摘する。第2に、これが、過度に形式主義的かつ理論的であると主張する。第3に、この方法が、次第に多様化つつあるロー・スクールの人種構成に与える悪影響に焦点を当てる。

①「ラングデル式教育方法」が、様々な心理的問題を惹き起こすこと

「ラングデル式教育方法」は、ロー・スクールにおける心理的なストレスの唯一の原因ではない。しかし、それは確かにロー・スクール学生のストレスに相当寄与している。「ラングデル式教育方法」の批判者は、これが、「学生の間の敵意や競争を増進させるので、学生の品位を下げ、人間性を失わせ、加虐的で、戦闘的であり、

また利己的で、理念的価値に対して破壊的である」と特徴づけた。さらに、この手法が専門的かつ公正に用いられたとしても、なお、不必要に人にトラウマを植え付けると主張する者も存在する。

しかも、「教室内での対話は、学生たちの絶対的な正確さを求める内なる要求を挫折させる」ことも指摘されている。学生は、教室で当てられたときに間違えたならば、自分は失敗してしまったと信じ込み、憂鬱や不安へと駆り立てられる。またしばしば、学生は、たとえ答えてもそれがまた別の質問を誘発するだけであることに気づき、困惑しかつ不安に陥ることもある。学部におけるような「絶対的な真実の探求」ではなく、学生は、いわば相対主義的にうまく対処できるようにならねばらないのである。

さらに、学生は、「ラングデル式教育方法」による質問の結果、法というものが、多くの学生が期待しているような確実かつ予測可能で秩序立ったものではないという現実に直面し、戸惑いを感じることもある。さらに、分析的に考えるべきであるとの要求は、学部教育が、帰納的な分析手法を十分には提供できていないので、多くの学生に抜き差しがたいジレンマを惹き起こすのである。

このようなストレスの克服方法は多様である。学生の中には、個人的かつ社会的な関係を犠牲にしてまでも、成績やクラスでの順位に執着する者もいる。また、教室内でのその場限りの対応で困難をやり過ごす者もいる。授業中に、「予習していません」とか「パスします」とか言って、対応する学生たちがそれである。また、逆に、教員に対して敵対的となり、ゲーム感覚で教員を打ち負かし恥をかかせることによって、自尊心を満たす者もいる。

しかし、「ラングデル式教育方法」が惹き起こす心理的なストレスと、学生の克服メカニズムは、ともに、ロー・スクールにおける学生の学習という短期的な目標にも、また、効果的な法曹活動という長期的な目標にも利益をもたらさない。一方で、短期的に見た場合に、学生の心理的ストレスは、彼らの学習の障害となる。他方で、長期的に見た場合に、学生の人格そのものが、より攻撃的でかつ皮肉なタイプに変容させられることさえある。したがって、ロー・スクールは、完全に「ラングデル式教育方法」を止めるべきであると結論づける者も存在するのである。

② 「ラングデル式教育方法」は、実務的な法曹の技法ではなく、抽象的な法原則に焦点を当てている。

当初、「ラングデル式教育方法」は、ロー・スクールの学生に対して、手続についてのトレーニングと実体についてのトレーニングの両者をともに提供することを意図をしていた。それは、ロー・スクール卒業後に、実務法曹が、何らかの徒弟制度的な手法で実務的な訓練を提供することを前提としていた。しかし、今日における「ラングデル式教育方法」の批判者は、その目標が達成されておらず、かつ、十分に実務的な技術も提供していないと論じる。また、法原理や法解釈の教育が、学生の思考を曇らせる傾向があることも指摘している。

しかも、たとえ学生が、法的なトレーニングにとって決定的な構成要素としてのプロセスに焦点を当てたとしても、教員が、学生を冷徹な法的推論の殻に閉じ籠もらせてしまうことも指摘されている。それゆえ、学生は、ただ空疎な形で分析だけを学ぶにすぎず、実社会での配慮や含意を打っちゃってしまうと批判されるのである。

さらに、批判者は、「ラングデル式教育方法」が、所期の目標を達成していないだけでなく、実務的な技法を学生に教えられていないとも主張する。中には、「ラングデル式教育方法」が、学生に、法と実務との間の区別を増進させるとさえ記した者もいた。特に、講義では、上訴審判決と分析的推論との価値を強調されるので、学生の中には、実務的な技法がほとんど価値がなく重要でもないと結論づけてしまう者さえいると指摘されるのである。学生は、ロー・スクールで、ただ答え方のみを知るにすぎないとも言われている。しかも、学生は、法を学んでいるのではなく、法についてしか学んでいないので、それは、日々の法実務には役立たないとも指摘される。

このように、「ラングデル式教育方法」では、学生は、(1)ほんのわずかな法原理を知っているに過ぎないといった状態に置かれ、(2)法過程と法的推論を皮相的にしか理解していない状態に置かれ、かつ、(3)実務的な訓練を欠いた状態に取り残される点に問題であると指摘されるのである。

以下では、基本的に、これらの批判には、異議を唱えない。むしろ、それらの欠点に照らして、「繕って曲げる」新たな「ラングデル式教育方法」を、本稿では提案

したい。

③「ラングデル式教育方法」は、マイノリティの学生等を不利な立場に置く。

さらに、「ラングデル式教育方法」は、この方式に馴染めないマイノリティの学生等に、より多くの疎外感や孤立感を経験させることになると批判される。しばしば、「ラングデル式教育方法」の批判者は、この種の教育方法が、マイノリティの学生等にとっての深刻な心理的かつ学問上のストレスの原因になるとするのである。例えば、ある研究では、女子学生の25%とマイノリティの女子学生の22%が、講義室内での経験によって、自信を喪失しているが、これとは対照的に、男子学生は、わずか15%が、自信喪失を経験しているにすぎないと報告されている。また、同じ研究は、ロー・スクールでの経験によって、女子学生とマイノリティの女子学生の41%が、理解力がなく発言する能力もないと感じたとも報告している。

また、ある論者は、「ラングデル式教育方法」が、白人男性の価値観を反映しており、断定的で、議論好きで、対抗的で、論理的で、観念的かつ抽象的な議論を好む人々のために設計されているので、そうでない学生等が、このような思考方法に適応できないので不利益を受けるとも主張する。例えば、教員の質問に即座に答えなければならないことを苦痛だと感じる学生は、対応する時間もなく、講義室内ではずっと沈黙したままであろう。競争的な学習よりも、協力的な学習を重視する学生たちは、そのようなロー・スクールの環境では学習することができないだろう。また、道徳的、知的および感情的な観点を重視する者は、中立的で客観的な推論に固執する「ラングデル式教育方法」に疎外感を覚えるだろうとも指摘されている。

要するに、ロー・スクールは、「ラングデル式教育方法」が生み出された当時のロー・スクールに在籍していた白人男性に適合するように、その教育方法を作り上げたと評される。そして、その後、学生層が変化したにもかかわらず、この方法は変わっていない点が問題である旨が、指摘されているのである。

4)「ラングデル式教育方法」の必要性

「ラングデル式教育方法」は、これまで批判され続けてきたが、しかし、それは、今日でも、学生が、法原理と法過程を学ぶ支配的な手段であり続けている。これが

最善の教育方法であるかについては不断に議論が続いているが、まず、その効用を考えてみよう。

① 「ラングデル式教育方法」の価値

これまで、「ラングデル式教育方法」の利点や効用を指摘し、その教育方法を擁護する多くの論者が存在した。そこでは、評価に関する３つの共通部分が、繰り返し指摘されてきた。以下では、これらの諸価値が、21世紀のロー・スクールでも、「ラングデル式教育方法」を拡充すべきことを正当化することを指摘したい。

(1) 「ラングデル式教育方法」によって、学生は分析を行うように駆り立てられる。

「ラングデル式教育方法」の主要な利点は、それが、単にケースを読むだけではなく、ケースを分析する方向に学生を向かわせる点にある。対話方式の授業を可能とするためには、学生が、単に教材を読むだけでなく、その内容を理解していることを前提とする。それゆえ、暗記に力点を置きかつ受動的にしか学ばない学生は、教室では、首尾良く質問に答えることはできない。「ラングデル式教育方法」での対話が首尾良く行われれば、学生は、法準則を超えて、議論の法的成果の探求や、法的な分析力や構成力の構築に駆り立てられることになるのである。

学生は、「ラングデル式教育方法」に秀出るために、一見首尾一貫しないように見える諸判決を取り上げて考え、それに論理的に秩序だった帰結を与えることができるようにならねばならない。「ラングデル式教育方法」は、分析に必要な心構えの育成をも促す。学生が、授業の準備をしていないならば、議論に参加できないであろう。対話式の教育方法は、学生がより深く分析を行い、論理的な意味合いを探り、誤った推論を暴露し、「法律家のように考える（Think like a lawyer)」という思考方式に駆り立てる。「ラングデル式教育方法」は、教材の把握以上のものを得るために、設問を用いる。ある論者は、「この方法は、学生にただ考えさせるだけではなく、２度考えさせる」と評価した。

(2) 「ラングデル式教育方法」は、学生に独自に考えることを教える。

演繹的なアプローチとは異なり、「ラングデル式教育方法」による帰納的なアプ

ローチは、学生自身の個人的な努力に依存している。このアプローチは、質問の基礎としてケースを用いる。つまり、学生は、ケースから共通の諸原則を引き出すために努力を行わねばならないのである。学生は、ケース自体から、法の一般原則を区別して認識しなければならず、教材をある種の使えるシェーマに加工し統合しなけばならない。そして、学生は、論理的な思索を重ねた上で、他の状況にそのシェーマを適用することを学ばねばならないのである。

ロー・スクールで、良い成績をあげる者は、その環境に適合し、かつ、効率的かつ効果的に大量の情報を加工するための技法を開発しなければならない。また、「ラングデル式教育方法」が、いわば「正しい」答えも「誤った」答えもないことも、理解するであろう。むしろ、法というものは、本来柔軟でありまた柔軟でなければならないものであることも学ぶであろう。

帰納的なアプローチは、ほとんどの学生に馴染みのないある種のイニシアティヴと自信を要請する。しかし、学生が、ケースを読んで理解しながらを独立した思索を行い始めるならば、クラスでの対話のやりとりに参加するための準備を、うまくできるようになるであろう。しかも、新たな問題に対して類似の推論を首尾良く適用できるようになるであろう。

(3) 「ラングデル式教育方法」は、言葉による表現技法を磨く機会を学生に提供する。

とりわけ、「ラングデル式教育方法」は、学生に、クラスでの議論に参加することを要求する。教授と学生との間で行われる言葉のやりとりは、「話すために立ち上がって考え」かつ明晰かつ説得的に自らの考えを表現しようといった努力の機会を学生に与える。「ラングデル式教育方法」は、弁護士が、可変的な状況にどのように法原則を適用するかを教える。この方法を通じて、学生は、理論の選択の仕方や依頼者のための判断が正しいものであるという説得的な議論を行う方法を学ぶのである。

「ラングデル式教育方法」の授業では、学生は、いつ指名され話すことを強要させられるか予期できないので、即座に答えられるように、クラスでの議論を追い自分の頭の中で問いに答え続けなければならない。一般に、一群の原理的な法を学びま

たは政策的な議論に思索をめぐらすことと、その知見を言葉で表現することとは、別問題である。それゆえ、このような黙示的かつ継続的な思索によって、学生は、話す前に頭の中で即座に整序できるようになるのである。理解していることを言葉で表現することによって、学生は、理念を提示し、その基本的な立場を明確化する機会をもつ。学生は、弁護活動としての口頭弁論の本質的な属性の一つに精通することになるのである。

② 「ラングデル式教育方法」の価値は、現代のリーガル・プロフェッションに不可欠である。

ロー・スクールが、「ラングデル式教育方法」を放棄してしまえば、将来学生が法実務で成功するための分析的な技法を学び発展させる機会を奪ってしまうであろう。多くの学生は、ロー・スクール卒業後、実務の中で、本質的な分析能力や弁論技法を発展できるであろうと、誤って思い込んでいる。これは、徒弟制度によって弁護士を養成していた過去の時代には妥当していたかもしれないが、現代の法曹市場は、新人弁護士にも、よき弁論能力と分析能力を有していることを期待しているのである。もはや若い弁護士は、通例先輩のパートナーによる指導や助言を受けることはできない。

現代のロー・ファームは、新人弁護士に、就職の当初から、高度な分析的思考力と独立した学習習慣を有していることを期待している。現代の競争的なロー・ファーム環境では、トレーニングや指導よりも、職務を行う時間に重心を置く。新人アソシエイトは、もはや共同して文書を作成する機会を有しておらず、むしろ、パートナーやアソシエイトは、新人アソシエイトに宿題さえ課すのである。

一般に、ロー・ファームは、独立して学び何をすべきかを知りまたそれを実践できるアソシエイトを優遇する。完全に訴訟の準備ができ、すぐに職務が行えることを要求する。パートナーは、新人アソシエイトに、上訴審判決を読み、その要約を作ることができることを期待する。また、新人アソシエイトは、十分な分析に基づいて結論を得、口頭または書面でその結論を他者に伝えられることを期待される。実務は、弁護士が、ロー・スクールでの勉学を通じてそのような能力と技法を身につけることを要求しているのである。

③　これらの技法を教えるニーズは、現代のロー・スクールではより大きくなる。

今日のロー・スクール教育は、競争的な市場によって、「ラングデル式教育方法」で分析能力や弁論技法を学ぶことに拍車がかけられているだけではなく、学部教育の現状によってもまた拍車がかけられる。「ラングデル式教育方法」にしばしば伴う心理的かつ教育的なストレスの一部は、ロー・スクール教育が、学部教育とは非常に異なったものであり、ロー・スクールで学生が直面する衝撃に由来する。

しかし、入学者がこのような学部経験とは異なる経験をするという事実は、ロー・スクール教育の方法論を変更することを正当化するものではない。実際、ロー・スクールがその水準を低下させ、その方法論を変更するならば、究極的には、ロー・スクール学生が迷惑を被るであろう。学部段階で、独立した思考力、批判的な分析力および弁論能力をトレーニングされず、かつ、ロー・スクールでも、十分なトレーニングが行われなければ、卒業生は、準備を全くすることなく法曹市場に入ることになるであろう。したがって、それが、学部の教育方法からの乖離を示す場合でも、ロー・スクールは、継続的に「ラングデル式教育方法」を利用すべきである。

一般に、現代の学部学生は、何を学びいかに学ぶかの点で多様な選択肢を有しているので、ロー・スクールの経験に不慣れなままで入学してくる。現代の学部学生は、かつて行われた以上に多くの学習領域での選択肢を有している。しかし、専門領域が広がり続けているので、論理的、修辞的および弁論的なコミュニケーションといった教育側面に焦点を当てることが、ますます少なくなっているのである。

また、ほとんどの学部のコースでは、演繹的な方法で授業が行われる。学部では、ほとんど一般に、講義スタイルが用いられる。それゆえ、学生が、注意深く聞き、うまくノートをとり、事実を鮮明に覚えかつ試験でそれらを反復できるならば、高得点をとることができるであろう。ほとんどの学部のコースは、独立した思索者および分析者というより、むしろ、受動的な消費者となるように、学生を方向付けるのである。

5）「ラングデル式教育方法」を曲げて繕うこと：その効用を減殺せずに批判に応答する方法

本論文は、ロー・スクールは、「ラングデル式教育方法」を改善することができ、

それにより、好ましからざる副作用を減じつつ、その利点と効用を保持できることを主張するものである。「ラングデル式教育方法」を廃棄する代わりに、ロー・スクールは、その方法論に関わる不満足な点のいくつかは、以下の処方によって減殺できる。すなわち、①新たな教育方法のための特定の環境を提供すること、②学生に法実務の実践的な側面を教えるコースによって、「ラングデル式教育方法」を補完すること、③「ラングデル式教育方法」に馴染めない学生のニーズに応えるために、「アカデミック・サポート・プログラム」を発展させることである。

① 環境の必要性

学生は、「ラングデル式教育方法」による教育の経験も知識もなくロー・スクールに入学するので、少なくとも最初の数日間は、フラストレーションを感じる。この最初の衝撃は、重大な教育上・心理上の影響をもつことになる。「ラングデル式教育方法」による教育が、自尊心を傷つけることもある。学生は、絶えざる猛威から脆い自我を助けようと試みることによって、心理的なバランスを崩すことさえある。

しかし、この種の心理的なストレスは、「ラングデル式教育方法」に必然的に生じる副作用とは限らない。教員は、「ラングデル式教育方法」のロー・スクール教育における文脈的な位置付けを与えることにより、安んじて学生を新たなロー・スクールの環境に溶け込ませることができる。つまり、「ラングデル式教育方法」の目的と最終目標を詳しく説明するだけでなく、その方法論の沿革を説明することにより、学生は、非常に異なった新たな方法で新たな主題を学ぶための出発点を獲得できるであろう。一旦、学生が、この教育方法の目標を理解し、かつ、いかに学び何を学ぶかを理解すれば、学生は、その学習に焦点を当てることができるのである。

ロー・スクールの教員は、法学教育の専門家であるが、その多くは、1年生が教室での目的や教員・学生関係のあり方を十分には理解していないことを、忘れがちである。不幸にも、「法的な思考に関わる技法は、1年間を通じて、統合されたカリキュラムによる一貫した共通の営みとは決して考えられないので、多くの学生が、困惑してロー・スクールを去って行く。」とも、指摘されているのである。

最初何度か「ラングデル式教育方法」で授業を行った後、その「報告セッション」を設ければ、この方法論のコンテキストが与えられることになる。特に、そのよう

な報告会は、もしも教員が、個別項目について自省するならば、特に有益なものとなる。そして、学生が、「正しい」答えも「誤った」答えもないということによって挫折感を味わうが、そのことがまさに授業のポイントであることを知るのである。この種の開かれたコミュニケーションが、学生のストレスを和らげることになる。そのことはまた、単に教員が何を教えるかについてだけではなく、どのように教えるかについても自己省察を行うことによって、その教育能力の向上にもつながるであろう。

そのような「ラングデル式教育方法」の紹介がなければ、ほとんどの学生は、新たな法学の訓練を首尾よく成し遂げるために、暗記と鸚鵡返しといった学部段階での方法論に立ち戻ってしまう公算が大きいであろう。

ある程度のストレスを伴わない学習方法論は、学生に成長を促す方法論ではない。究極的には、個々の学生が、多少とも自らの手でもがき苦しみながら邁進する機会を有していなければ、「ラングデル式教育方法」による切磋琢磨を通じて分析的な技法を修得する機会を失うことになるであろう。

② 法実務のコース等による補完

「ラングデル式教育方法」は、常に、学生に「考え方」を教える手段でもある。この教育方法は、本質的に理論的かつ学問的なものである。この手法を通じて、学生は、「法律家のように考える」ための手助けを得ることになるが、ただ、学生が、法の実務を行う手助けとなることはほとんどない。

しかしながら、このような「ラングデル式教育方法」が「非実務的性格」のものであっても、特に、ロー・スクールで2年次および3年次の学生に提供される数多くの法実務コース等に照らして考えた場合に、この教育方法の放棄を正当化することはない。

この点に関して、多くのロー・スクールは、MacCrate Reportとして知られている American Bar Associationの研究に、特に注意を払っている。このレポートは、ロー・スクールにおける実務技法のトレーニングをより重視すべきことを論じたものである。これが推奨するのは、ロー・スクールが実務技法の教育をより向上させ続けるべきであるということであるが、それはまた、実務技法のトレーニングが生

きたものであり、絶えず拡大しているものであることも認識していた。

ある実務技法プログラムは、学生が3年間の学習を終えるときまでには、実務で遭遇する可能性のある文書を作成したりできることを誇っている。要するに、学生の学習意欲を向上させるプログラムが存在し、かつ、「ラングデル式教育方法」を通じて予め修得した分析的技法を試す機会を学生に与える実務技法のプログラムが、現在のロー・スクールには数多く存在するのである。要するに、ロー・スクールは、かつて法律家の徒弟制度によって教授されていた実務技法を、ロー・スクールの学生に教えるコースを設けているのである。

これらの「実務的な」コースに加えて、また学生は、「実体法」に関するより上級のクラスで学習経験を拡大することもできる。教授は、このような上級のクラスでは、ほとんど「ラングデル式教育方法」を用いない。なぜ方法論の転換が生じているのかは必ずしも明らかではないが、しかし、ある論者は、一定のコースは「ラングデル式教育方法」に適していないと考えており、また、他の論者は、3年までには学生が別の学習方法を容易に発見するとも記している。実際、ロー・スクールは、低年次とは異なるライティングの授業の実施、グループでの教育活動、視聴覚機器を用いた授業、および、学生の学習を向上させるその他の能動的な学習を工夫し提供している。このように、「ラングデル式教育方法」とその他の方法論とを統合すれば、自学自習の思考と弁論技法とを継続的に向上させる最善の方法となることもある。

ロー・スクールでは、「実務的なものと非実務的なものと、原理的なものと理論的なものとを、分化させるのではなく、一層統合する必要がある。」と指摘されている。ただ、教員は、学部段階の教育で支配的な教育方法が、必ずしもロー・スクール学生にとって相応しいとは限らないこともまた認識すべきである。一般に、ロー・スクールの学生は、非常に多様性に富んでいるので、単一の教育方法によって統一的な効果が得られるとは限らない。ある学生が、講義方式の授業から、学問的な利益を享受できても、他の学生は、かなり根本的な苦痛を受けることもある。

このように、「ラングデル式教育方法」を、一般的な悪であると決めつけるのは不適当である。ロー・スクールの学生の多様性を前提とすれば、一般に代替的な教育方法をよりよいものと特徴付けるのもまた不適切である。せいぜい、ロー・スクー

ルは、特定のコース内で日々の教育方法に多様性をもたせるか、または、学生に他のコースで異なるアプローチの経験を得る機会を与えることによって、学生に異なった学びのスタイルを提供するように努めることができるにすぎないのである。

なお、学生の学修力を向上させるために、ロー・スクールは、教員の教育スタイルの好みの違いも認めなければならない。ロー・スクールでは、統一性の確保ではなく多様性の尊重が目的とされるべきなので、一方で、新任教員に新たな方法論を発展させるように促すべきであるだけではなく、他方で、教育手法を確立した教員が最善と考えるスタイルで教育を続けることもまた奨励すべきである。

③「アカデミック・サポート・プログラム」

「ラングデル式教育方法」の批判者は、この教育方法が、マイノリティ等のロー・スクール学生に対してとりわけ苛酷に作用することを糾弾する。確かに、「ラングデル式教育方法」の起源は、白人男性に由来するが、しかし、白人男性のみがそのテクニックをマスターできるというのは妥当ではない。さらに、「白人男性」以外は知的な対話の技法を修得できないというのは、人種差別論であり性差別論以外の何者でもない。

さらに、ある学生の心理的な抑圧が、教室での経験のみから生じるのか、それとも、抑圧が試験の過程、ロー・スクールの「環境」、または、これらの諸ファクターの結合からも生じるかについては、なお不明確な点が残る。

ただ、「ラングデル式教育方法」に容易には馴染めない学生のために、ロー・スクールは、例えば、いわゆる「アカデミック・サポート・プログラム」に参加できる機会を提供すべきである。このプログラムは、いわば「危機に直面した」学生のために設けられたのであり、「ラングデル式教育方法」の理解と修得を手助けする企画である。様々な形式のものがあるが、それらはすべて、究極的には「ラングデル式教育方法」を補完するものである。

このプログラムは、学生が異なった学習スタイルをもっていることを認め、かつ、教員の教育スタイルが学生の学習スタイルに適合するときに、もっとも効果的な学びが可能となることを認める。したがって、このプログラムは、個々の学生の個性を尊重しつつ個々の学生が最もよく学ぶことができる手段と機会を提供するのであ

る。

このプログラムの第１次的な使命は、学生の「自助」の手助けをすることである。このプログラムを通じて、学生は、「ラングデル式教育方法」を理解しその下で学ぶために必要となるコンテキストと背景を得ることができるのである。そのさい、ロー・スクールの学生にとっては、独立した学習に代わるものは何もないこと、しかも、批判的な視点での読書、徹底した分析および勤勉に代わり得るものもないことを、銘記すべきである。

ロー・スクールでは、概ね１年次の達成度が最も重視されるので、「ラングデル式教育方法」に適合できない学生を支援することが決定的である。特に、「アカデミック・サポート・プログラム」を通じて、学生が、「ラングデル式教育方法」に馴染めるようになれば、依頼者や個別事件の多様性に適合することができるようになるであろう。鍵となるのは、「ラングデル式教育方法」を放棄することではなく、それと取り組み、それを理解し、発展させることである。

６）帰結

「ラングデル式教育方法」を終焉させるべきであるというのは、現状では誤った解決方法である。ロー・スクールが、学部教育と法実務の両者を架橋しつづける限り、両者のニーズに応じられるように努めなければならない。「ラングデル式教育方法」を廃棄することは、学部での学習からロー・スクールの環境への移行を容易にすることになるかもしれない。しかし、それでは、ロー・スクール学生が、卒業後実務の世界に入ったときに、極めて困難な状況の変化に直面することになる。それゆえに、そのための解決策は、「ラングデル式教育方法」を、21世紀によりふさわしい形に変容させ改善することにある。

(3)　おわりに

以上が、Stropus教授の論文の要約である。この論文では、現代のアメリカにおけるロー・スクール教育の中核をなす「ラングデル式教育方法」の利点と欠点が網羅的に論じられており、その展開可能性とそのための具体的な処方が説得的に論じられている。その点で、この論文は、「密度の濃い」「双方向的」な教育を通じた新た

な法曹養成を目指す、この国の法科大学院教育にとっても示唆的である。

個別項目についての再論は避けるが、本論文との関係では、以下の諸点を指摘しておきたい。

1）教育技法の重要性

まず、第1に、法科大学院における教育技法の重要性である。

日本とアメリカ合衆国における法学教育担当者に共通な事柄として、「教員免許」の保有が必要とされていない点を挙げることができる。日本では、幼稚園から高等学校の教員に至るまで、教員になるために必要とされる教員免許も、大学教員・大学院教員になるためには必要とされていないのである。

アメリカ合衆国では、一般に、幼い頃から他人の前で自己表現を行い言葉を通じて他者と意思疎通することが初等教育からの日常的な学習の一部に組み込まれている。また、民事訴訟あるいは民事法廷という狭い社会的局面を切り取って見た場合でも、アメリカでは、陪審制度が採用され集中審理が実践され、口頭弁論が比較的活性化している。しかも、一般に、アメリカのロー・スクールは、教員採用過程で教員の前で講義の実演を課し、採用後も厳しい学生の教育評価の制度をもち、少くとも週4日はロー・スクールに出勤し教育を行い、優れた教育を行った教員には学期の終わりに賞を贈り、準教授昇任や教授昇任さらにはテニュア(tenure：終身在職権）の獲得も、単に研究成果だけではなく教育成果・教育評価にも依存させている。

これに対して、日本の従前の「法学教育」では、（現在でこそ学生アンケート等を通じて若干は事実上評価されているものの）概してほとんど教育は報償を伴う評価の対象にはならず、採用にさいして面接さえ行われず、年間を通じた授業を行わない在外研究教員にも授業と雑務に追われる教員と同様（あるいはそれ以上）の給与等の待遇が与えられ、講義日を教員がほぼ自由に設定でき、しかも、（これさえ「裁量」の幅が相当広く正確な「基準」が存在するか否かについても大きな疑問があるが）専ら「研究業績」のみの評価により、採用も昇任も決せられてきた。

さらに、法科大学院の創設が、単に、高度専門職大学院の創設による法曹養成教育の充実を企図するだけでなく、既存の法学部教育および大学院教育の改革も、その射程に入れたものであることに気づいている教員も、必ずしも多くないように思

われる。この点を含め、本論文も示唆するように、アメリカ合衆国におけるロー・スクール制度は、研究だけでなく教育の充実を担保するシステムを、自らの中に組み込んでいるということができる。この国でも、今後、教育方法が重視されるべき所以である。

2）理論と実務の架橋

第2に、理論と実務の架橋のために不可欠な教育手法が、開発されねばならない。

日本には、アメリカと異なり、司法試験の合格後、法曹として現実に法律実務に就く前に、司法研修所システムが存在する。この制度は、法科大学院の開設後も、1年間に短縮されるものの維持存置されることが決まっているが、法科大学院教育においても、理論と実務の架橋が図られるべきことが、制度の創設時から目的の一つとされている。

上記のように、『意見書』では、法科大学院の教育手法として「双方向型・多方向型」の少人数教育が示唆されていた。しかし、一般に、そのような教育手法に馴染みの薄いこの国の大学教員が、個々の現場――かつてそこは教員の「聖域」とも考えられ「広範な裁量権」が行使できたとも評されるが――で、実践していくのは、至難の業の強要に近い面もある。確かに、法科大学院の創設に向けて、いくつかの大学や弁護士会等が、先取り的に法科大学院の「模擬授業」を行い、一定の成果をあげてきた。しかし、まだ、その成果が全国的に――同一大学内でさえ――共有できているとは言えない状況にあるように思われる。

そこで、法科大学院における教育としては、法学部も、司法修習制度も、しかも極端な倍率の司法試験制度もないにもかかわらず、毎年確実に多数の法曹を世に送り出しているアメリカのロー・スクールにおいて蓄積されてきた教育技法が、法科大学院における教育にとっても示唆的である。それが、「ラングデル式教育方法」である。本論文は、この文脈でも重要な意義をもつ。確かに、法体系、司法制度、法意識、学生の従前の学習姿勢および教員の意識と体質等の点で、彼我に少なからぬ差異はあるとしても、しかし、本論文に示されているような「ラングデル式教育方法」の実績と効用、および、そのシステムの内外に配置された理論と実務の架橋を企図する授業科目群の存在は、『意見書』が記すような「双方向型・多方向型」で「理

論と実務の架橋」を図る授業を日本の法学教育にふさわしい形に具体化するさいにも、貴重な経験的データと考えられるのである。

3）教育技法の多様性の尊重

しかし、第3に、ややアンビバレントにも映るかもしれないが、「ラングデル式教育方法」の微に入り細を穿ったマニュアルを流布し、統一的な教育方法を押しつけるべきではないであろう。本論文でも指摘されているように、教師の個性と教育方法の多様性が、ある程度は尊重されるべきである。複雑かつ多様化した現代社会における様々な背景をもつ学生に対して、望ましい唯一の画一的・統一的教育手法などあり得ないと考えられるからである。しかも、このことは、多様な教科の存在からも裏付けられる。教科の内容に応じた教育手法が開発されるべきであるとも考えられるからである。

現に、基本的には対話型・双方向型の「ラングデル式教育方法」が普及しているアメリカのロー・スクールでも、その具体的な内容は多様であることが、しばしば指摘されている。映画『ペイパー・チェイス』のキングズフィールド教授に象徴されるいわば「恐怖政治型」の「ラングデル式教育方法」は、今や影を潜め、近時のロー・スクールにおける比較的若い教員の多くは、いわばソフトな「ラングデル式教育方法」を用いているとも言われている。これは、基本的には、学生に適度の緊張感を与えつつも、その人格を尊重し学習意欲を高めることを目的とするものである。そのような傾向の中で、さらに、従来のような教室でアトランダムに多人数を指名する方式だけでなく、いわば「ヴォランティア方式」とか「エキスパート方式」等と呼ばれる形態が採られている場合もある。一般に、「ヴォランティア方式」とは、学期の始めに受講者の中から授業中指名されてもよいと考える学生をヴォランティアで募る方式であり、「エキスパート方式」とは、授業の前に次回の授業で指名する学生を決めておく方式である。いずれも、程度の差はあるものの、「ラングデル式教育方法」によって惹き起こされる学生の心理的な負担を極小化しつつ、クラス全体の教育効果を向上させる方式として重要な意義をもつと考えられる。

要するに、学ぶべきは、アメリカのロー・スクールの現場における教育方法の文脈即応的な多様性である。しかも、法科大学院で、「ラングデル式教育方法」に由来

する「双方向型・多方向型」の授業を行うにしても、その功罪を認識しつつ、その効用を最大限に発揮できるように、改変すべきであろう。そのために、本論文は、基礎的な指針を与えてくれるであろう。

4)「アカデミック・サポート・プログラム」の重要性

第4に、いわゆる「アカデミック・サポート・プログラム」の重要性である。

本論文でも指摘されているように、ロー・スクール教育の成果は、「ラングデル式教育方法」の成果自体だけではなく、その教育方法に馴染めない学生のサポート体制が確立してはじめて、現実化し完結するものであると考えられていることである。この点は、この国の個々の法科大学院を評価するさいに、そこが緊張感あふれる濃密な法曹養成教育の場である以上、重要なポイントとされるべきであろう。

このようなシステムを通じて、個々の学生に対して「顔の見える教育」を実践することが可能になると考えられる。それは、プロセスを通じた法曹養成教育が、文字通り、そのプロセス自体およびそのシステム自体を評価されることにほかならない。

5) 情報と意識の共有化

第5に、法科大学院を担当する教員間における情報と意識の共有化と相互研鑽の重要性も指摘しなければならないであろう。

法科大学院が新設され、しかも、新たな教育理念の下で法曹養成教育が行われるが、しかし、その教育担当者のほとんどは、既存の法学教育のスタッフと既存の制度で法曹となった者である。これは厳然たる事実であり、このことは、新たな教育実践の可能性にとっては、負の要因さえ孕んでいることを如実に示しているようにも思われる。しかも、法科大学院の授業科目を担当する者の中にも、教育理念や教育実践のあり方についての基本的な情報や意識のレベルで、少なからぬ「温度差」あるいはそれ以上のものが存在することもまた事実である。

さらに、法科大学院が新たな独立した組織として創設されるのではない場合（例えば、法科大学院がその準備段階から既存の組織から完全に独立して創設されるのではない場合や、法科大学院を担当しない教員と担当する教員が同じ組織に属して

いる場合等）には、新たな法曹養成にとってシステム作りや教育面での産みの苦しみが、不断に続くことさえ予想される。良き法曹の育成のための基本的な教育理念と教育実践に関する情報と意識の共有なしには、目的の達成など覚束ないようにも思われる。

本論文では必ずしも明示的には言及されていなかったが、その背景として、アメリカのロー・スクールにおいては、教育方法についての意見交換が組織的かつ不断に行われているという前提事実も看過することができない。特に、日本では、大学という社会でも、モダン、プレモダン、そしてポスト・モダン的雰囲気が混在し、時にその一部がともすれば不合理な形で表出することさえあり得、しかも、驚くべきことに、例えば顔が利くことや本来共有化されるべき情報を専有していること自体が一定の権力的色彩を下支えする作用さえ果たしているので、とりわけ、法科大学院の学務運営においては、組織としての活動の意義を踏まえ、教員の情報へのアクセスの平等化を図るとともに、組織的かつ定期的なファカルティ・ディベロップメントを通じた情報と意識の共有化が不可欠とされる所以である。

本来的に、制度改革と意識改革は非連動的である。このことは、例えば、ジョージ・オーウェルが、チャールズ・ディケンズを論じる次の一節からも示唆される。

> 「一方に、社会システムを変革しないでは、人間性を向上させることができないといった見解があるが、他方で、人間性を向上させないでは社会システムを変革しても何の役にも立たないという見解もある。この二つの見解は、様々な個人の関心を引きつけ、おそらく、時代とともに、この論争は、繰り返されることであろう。」

新たな社会システムとしての法科大学院が創設されても、それ自体、決して、その教育担当者の意識の変革を意味するものではないであろう。新制度の不断の改善だけではなく、本論文に示されているように、そこにおける教育方法の改善の試みも、同時にかつ不断に行われるべきであろう。

（次号に続く）